

基発 0411 第1号

平成23年4月11日

社団法人日本建設業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



## 東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

東日本大震災の被災地においては、地震の揺れ及び津波によって多くの建物が損壊、倒壊しております、今後の復旧工事に当たっては、膨大な量のがれきの撤去が必要になっています。

これらのがれきについては、建築物に用いられた断熱材やスレート板等に石綿が含まれている可能性があることから、その撤去に当たっては、石綿の含有の可能性を前提として防護措置を講じることが重要です。このため、石綿障害防止規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第44条の規定を踏まえ、被災地における屋外におけるがれきの撤去であっても、石綿から防護できる有効な呼吸用保護具を着用させることが適当です。

他方、東日本大震災は広範な地域に甚大な被害を及ぼしていることから、復旧工事における呼吸用保護具の需要が急速に高まっていますが、既に復旧工事を行う事業者が所定の要件を具備した呼吸用保護具について必要な数量を確保できない事態が生じており、労働者の健康を守る観点から呼吸用保護具の確保を速やかに行う必要があります。

こうした状況を踏まえ、国家検定を取得していない防じんマスクについて、学識経験者及び国家検定機関の専門家にその性能について意見を求めたところ、下記2に掲げる諸外国の一定の規格に適合しているものは、国家検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力があることを確認したところです。

このため、今般、東日本大震災の復旧工事に携わる労働者の健康障害を予防するための当面の措置として、国家検定を取得していないものの、下記2に掲げる諸外国の一定の規格に適合している防じんマスクについては、国家検定合格品である防じんマスクの供給量が十分に確保されるまでの間、屋外で行われるがれき処理の作業について、石綿則第44条の呼吸用保護具として使用することを地域を限って認めることとしましたので、下記に留意の上、労働者の石綿粉じんへのばく露防止対策に、なお一層の御努力をお願いいたします。

### 記

#### 1 特例措置の概要

屋外において石綿を含有するがれきを取り扱う場合には、石綿則第44条の規定に基づき有効な呼吸用保護具を備えることが義務付けられており、その具体的要件として、平成17

年3月18日付け基発第0318003号において、防じんマスクについては国家検定に合格しているものであることを求めていること。

今般、国家検定合格品である防じんマスクの供給不足に対処するため、当面の措置として、地域、作業を限定した上で、国家検定は取得していないものの、国家検定合格品と同等以上の性能を有すると認められる諸外国の一定の規格を満たしている防じんマスクについて、石綿則第44条の呼吸用保護具として使用することを認めることとし、労働者が呼吸用保護具を着用しないまま復旧工事に従事することのないようにしようとするものであること。

## 2 石綿則第44条の呼吸用保護具として取り扱うために防じんマスクが具備すべき要件について

石綿則第44条の呼吸用保護具として認める防じんマスクは、米国立労働安全衛生研究所(NIOSH)の規格である、N95、N99、N100規格のいずれかに適合しているものであること。

## 3 上記2に該当する防じんマスクの使用に当たって留意すべき事項について

N95、N99、N100規格については、国家検定規格と比較して、吸気抵抗が大きい、締めひもの引っ張り試験が行われていないといった相違点があること。

このため、N95、N99、N100規格の防じんマスクを使用する場合には、多少息苦しくても作業中に防じんマスクを取り外したり、締めひもを緩めたりすること等のないよう、適切な着用方法を徹底させること。

また、締めひもが緩んだり、切れているものについては、直ちに新しいものと交換させるほか、所定の使用時間での交換を徹底させること。

## 4 上記2に該当する防じんマスクを石綿則第44条の呼吸用保護具として使用することを認める地域について

この取扱いは、建物の損壊、倒壊等の被害が甚大である、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県に限定すること。

なお、この取扱いは、国家検定合格品である防じんマスクの需給状況等を踏まえて適宜見直しを行うものであること。

## 5 特別措置の対象となる作業

本特例措置は、石綿則第6条第2項第1号の規定により隔離を行った作業場所において、同条第1項第1号に掲げる作業等以下のものには適用されないこと。なお、以下の作業に限らず、石綿則13条に定める石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業は石綿粉じんの発生量が多いため、使い捨て式防じんマスク（国家検定合格品を含む。）より性能の高いものが適していること。

- ・ 石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業（石綿等を除去する作業）

- ・ 石綿等が使用されている耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等の作業（耐火被覆材等を除去する作業（石綿等の切断、穿孔、研磨等））

## 6 留意事項

この取扱いは、あくまでも当国家検定合格品が十分に供給されるまでの間の当面の取扱いであり、上記2の要件を満たす防じんマスクの使用を積極的に推奨するものではないこと。すなわち国家検定合格品である防じんマスクが入手できる場合には、当然それを用いて作業を行うべきものであること。